

水戸市いじめ防止基本方針（令和6年2月改定）【概要版】

第1 市基本方針策定にあたって

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

み	みんなで話し合い
と	ともに勇気を持ち
し	信頼し合える仲間づくり

2 水戸市基本方針策定の目的

全ての児童生徒が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項〕

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

(1) 組織の設置

- ・水戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）
- ・水戸市いじめ問題調査委員会の設置（法第14条第3項）

(2) いじめの未然防止に関すること

- ・人権感覚や意識の高揚を図るための法務局と連携した人権教室の推進
- ・全学校で児童生徒が主体的に取り組む「いじめ解決フォーラム」の開催
- ・いじめへの理解を深め、人間関係の構築に向けたワークショップの開催
- ・情報モラル教育充実のための「SNSによるいじめ防止に関する講演会」の実施

(3) いじめの早期発見に関すること

- ・全ての学校において、年6回のいじめの実態調査を実施
- ・いじめ相談専用ダイヤルを設置（教育相談室や青少年相談員との連携）
- ・校内オンライン相談窓口を開設（1人1台端末のアンケート機能の活用）

(4) いじめ事案への対処に関すること

- ・「いじめ対応専門班」を設置し、学校支援訪問を実施する。
- ・警察、児童相談所、市子育て支援課等と連携したサポートチームの編成
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員等の配置等、人的体制の整備
- ・学校におけるいじめの研修の充実を通じた教職員の資質の向上

2 いじめの防止等のために学校において実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ・策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公表
- ・その内容を必ず入学時等に児童生徒、PTA、地域の関係団体等に周知

(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ・複数の教職員に加え、スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門的知識を有する者により構成されるいじめの防止等を実効的に取り組む組織を設置

(3) いじめの未然防止に向けた取組

- ・学校の教育活動において、全ての教職員で取り組む
- ・けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断
- ・人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組を推進
- ・スマートフォン等を通じたいじめを防止するための啓発活動の推進
- ・いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における各校独自の取組の充実
- ・校長のリーダーシップの下に、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修の実施

(4) いじめの早期発見に向けた取組

- ・年6回実施している「いじめ実態調査」
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員等を活用した相談体制の整備

3 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

- (1) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底
 - ・学校と警察が、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築
 - ・児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報
- (2) 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化
 - ・学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底
- (3) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進
 - ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要

4 いじめの解消について

- (1) 「いじめの解消」の定義
 - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。 ※この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安
 - ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
※被害児童生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認
- (2) いじめの解消に向けた取組
 - ・迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせ、再発防止に努める。
 - ・いじめを受けた児童生徒、その保護者への支援を最優先に行う。
 - ・いじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみで解消したと判断しない。
 - ・傍観している児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
 - ・パソコンやスマートフォン等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。
 - ・必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に再発を防止する措置をとる。
 - ・犯罪に相当するいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義（法第28条第1項）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。
- (2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢
 - ①学校
 - ・学校は、教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等についてありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。
 - ・いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。
 - ②教育委員会
 - ・教育委員会は、混乱にある学校への指導・支援を行い、公正かつ客観的調査による事実解明に尽力し、事実をありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。
- (3) 重大事態の国への報告
 - 文部科学省及びこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第28条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされているため、市は県、県は国に、重大事態に関する報告・相談を行うものとする。

第3 その他

1 取組の評価及び検証

- ・教育委員会は、各学校のいじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- ・学校は、学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。

2 市基本方針の見直し

- ・国のいじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、見直しを検討する。